

計量法(平成4年法律第51号)第21条第1項及び第2項の規定により、
次のとおり指定定期検査機関による特定計量器の定期検査を行います。

令和7年4月22日

京都府知事 西脇隆俊

1 定期検査を行う区域

北区

2 検査の対象となる特定計量器

ひょう量500キログラム以下の質量計

3 定期検査の実施場所

指定定期検査機関が指定する場所

4 定期検査の実施の期日

令和7年6月2日から同年7月11日まで(日曜日及び土曜日を除く)

5 定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 京都府計量協会

指定定期検査機関が指定する場所： 集合検査の会場

月 日	時 間	会 場
6月 2日(月)	午前10時～午後2時30分	大宮小学校
6月 4日(水)	午前10時～午後2時00分	紫野小学校
6月 5日(木)	午前10時～午後2時00分	元町小学校
6月 9日(月)	午前10時～午後2時30分	柊野小学校
6月10日(火)	午前10時～午後2時30分	待鳳小学校
6月11日(水)	午前10時～午後2時30分	上賀茂小学校
6月12日(木)	午前10時～午後2時00分	紫竹小学校
6月13日(金)	午前10時～午後2時00分	衣笠小学校
6月16日(月)	午前10時～午後2時00分	紫明小学校
6月17日(火)	午前10時～午後2時00分	金閣小学校
6月18日(水)	午前10時～午後2時00分	鷹峯小学校
6月19日(木)	午前10時～午後2時00分	鳳徳小学校